

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年7月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年7月14日から令和8年7月29日まで一般の縦覧に供します。

令和8年7月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
小杉町 第3号線	川崎市中原区小杉町1丁目383番先	関係図面 のとおり
	川崎市中原区小杉町2丁目295番1先	
小杉町 第9号線	川崎市中原区小杉町1丁目383番先	隅きり を含む
	川崎市中原区小杉町1丁目383番先	
小杉町 第12号線	川崎市中原区小杉町1丁目390番1先	隅きり を含む
	川崎市中原区小杉町1丁目390番1先	
小杉町 第24号線	川崎市中原区小杉町2丁目295番3先	隅きり を含む
	川崎市中原区小杉町2丁目295番5先	

小杉町 第26号線	川崎市中原区小杉町1丁目383番先	隅きり を含む
	川崎市中原区小杉町1丁目383番先	
小杉町 第29号線	川崎市中原区小杉町1丁目390番1先	隅きり を含む
	川崎市中原区小杉町1丁目383番先	